

隠岐汽船接続バス（レインボーバス接続線・フェリー接続線）  
運賃改定（案）に関するパブリックコメント（意見募集）について

1. ご意見募集について

一畠バス株式会社では、隠岐汽船接続バス（レインボーバス接続線・フェリー接続線）について、道路運送法第9条第4項に規定する運賃協議会において、令和8年4月から路線バスの賃改定を検討しております。

運賃協議会開催にあたっては、あらかじめ住民の意見を反映させる必要な措置を講じなければならないと同条5項に規定されています。このことから、意見募集をおこないますので、幅広いご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

2. 趣旨

松江市における路線バス事業は、全国の傾向と同様に、運転士不足の問題や燃料費、部品価格、人件費などの運行維持コストの上昇の問題を抱えるなど、大変厳しい状況が続いています。

このような状況下、一畠バスと松江市交通局では、安定的で持続可能な運行を行うため「（仮称）松江地区乗合バス事業共同運行計画」の策定を進めております。本計画では、2社局が連携して不足する運転士を補い合うための一部路線での共同運行や等間隔運行、また、経営基盤強化のための運賃改定を予定しています。

当該計画における運賃改定は、松江市内全域で運行する生活路線を対象路線としており、一畠バスが自主路線として運行する「隠岐汽船接続バス（レインボーバス接続線・フェリー接続線）」については対象外となっていますが、運行維持コストの上昇の影響は生活路線と同様で、路線を維持していくためには収益向上が必要です。

一畠バスでは、運賃改定による適正な収益を確保し、安定した路線維持及びサービス品質の向上に努めてまいります。

3. 運賃改定（案）の概要

（1）対象路線

- ・レインボーバス接続線（松江駅↔七ヶ所 松江駅↔境港）
- ・フェリー接続線（松江駅↔七ヶ所 松江駅↔境港）

（2）添付資料

別添1 運賃概要（旧・新）

別紙① 改定予定運賃表

別紙② 回数券設定表（旧・新）

別紙③ 荷物運賃表（旧・新）

（3）改定予定日

令和8年4月1日

## 隱岐汽船接続連絡バス運賃表

現行／令和8年4月改定予定

## 【現行】

## ● 運賃区分

大人	中学生以上	大人運賃（運賃表のとおり）
小児	小学生	小児運賃（運賃表の半額）
幼児	1才から6才まで (未就学児)	小児運賃（運賃表の半額）
乳児	1才未満	無償

※ 小児運賃は大人運賃の半額（端数は10円単位に切り上げ）

## ● 小児（小学生）以上1人につき、同乗する幼児1人まで無料です。

こんな場合は・・・？	
大人1人	幼児1人
大人1人	幼児3人
小児1人	幼児1人

## ● 現行運賃表

		現行
		七類港・境港
松江駅	大人	1,050円
	小人	530円
附属学園入口	大人	990円
	小人	500円

【改正】

● 運賃区分

大人	中学生以上	大人運賃（運賃表のとおり）
小児	小学生	小児運賃（運賃表の半額）
幼児	1才から6才まで (未就学児)	小児運賃（運賃表の半額）
乳児	1才未満	無償

※ 小児運賃は大人運賃の半額（端数は10円単位に切り上げ）

● 小児（小学生）以上1人につき、同乗する幼児**3人まで無料**です。

こんな場合は・・・？	
大人1人	幼児1人
大人1人	幼児4人
小児1人	幼児1人

● 改定運賃表

改定後		
七類港・境港		
松江駅	大人	1,200円
	小人	600円
附属学園入口	大人	1,100円
	小人	550円

## 1. 運賃の種類及び額

旅 客 運 費 の 種 類		額
普通旅客運賃	片道普通旅客運賃	当該路線の運賃表は別紙①
	特殊普通旅客運賃	
回数旅客運賃	普通回数旅客運賃	別紙②
	特殊回数旅客運賃	
荷物運賃		別紙③
小荷物運賃		

## 2. 旅客運賃の計算方

- ア. 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ. 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。
- ウ. 運賃計算上最低運賃に満たない場合は、割引運賃を除き以下の最低運賃を適用する。

片道普通旅客運賃 大人160円 小児80円

- エ. 団体旅客運賃の計算方法は次のとおりとする。

(ア) 割引率 普通団体旅客運賃…………1割引  
学生団体旅客運賃…………2割引

(イ) 計算方法

\*大人団体旅客運賃…………大人片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)  
\*小児団体旅客運賃…………小児片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)  
\*大人と小児が混乗する場合  
(大人片道普通旅客運賃×人員+小児片道普通旅客運賃×人員)×(1-割引率)  
\*大人と学生等割引率が異なる者が混乗する場合  
大人片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)+大人片道普通旅客運賃×人員×  
(1-割引率)  
※尚、小学生以下の場合は小児運賃となる。

## 3. 小荷物運賃の計算方

- (ア) 運賃を計算する場合の重量はkg単位とし、kg未満の端数は切り上げる。
- (イ) 運賃を計算する場合の端数は10円単位に四捨五入する。

## 4. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗降する旅客の運賃は、指定停留所を除いてその停留所の外  
方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。  
指定停留所から乗降する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。  
大人運賃…………中学生以上の者  
小児運賃…………小学生以下の者
- (4) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

## ア. 普通旅客運賃

- (ア) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- (イ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。
- (ウ) 特殊普通旅客運賃のうち「団体旅客運賃」は以下の場合に適用する。
  - \* 団体旅客運賃は、旅行目的、行程を同じくする者（同一運賃を適用する団体）で構成された10名以上の旅客が一般客と混乗して乗車する場合に適用する。
  - \* 学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期旅客運賃等で定めた適用範囲の旅客とその付添人（教職員及び旅行あっせん人を含む）とする。
  - \* 団体旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。
- (エ) 特殊普通旅客運賃のうち「だんだんパスポート」は、東日本大震災等で被災し松江市に避難された世帯で、松江市が発行する『だんだんパスポート』の交付を受けた旅客が当社一般バスの松江管内全線を乗車する場合に適用する。有効とする期間は、2025年4月1日～2026年3月31日の1カ年とする。
- (オ) 特殊普通旅客運賃のうち「松江・出雲旅 PASS 2 Days」は、当社一般バスの全線を使用開始日から連続する2日間乗車する場合に適用し、乗車回数は制限しない。
- (カ) 特殊普通旅客運賃のうち西日本旅客鉄道㈱が発行する「松江出雲 tabiwa ぐるりんバス」は、当社一般バスの全線を使用開始日から連続する2日間乗車する場合に適用し、乗車回数は制限しない。

## イ. 回数旅客運賃

- (ア) 乗降停留所を指定しない回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不特定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
- (イ) 回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。

## ウ. その他の旅客運賃の割引の種類及び適用方法は、次のとおりとする。

- (ア) 身体障害者に対する割引  
身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。
- (イ) 知的障害者に対する割引  
療育手帳制度要項に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。
- (ウ) 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引  
児童福祉法第12条の4及び第40条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。
- (エ) 精神障害者に対する割引  
精神保健福祉法第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

## エ. 重複割引の取扱いについて（重複の割引を適用しない場合）

運賃の割引で2つ以上の割引に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。

(5) 小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。

(ア) 小荷物運賃は、荷主から物品の運送を引き受けた場合に適用する。

(イ) 普通小荷物運賃は、次の(ウ)～(カ)に規定するものを除いた小荷物をその都度の契約によって運送する場合に適用する。

(ウ) 特別扱新聞紙運賃は、あらかじめ当社の承認を受けた場合に適用する。

(エ) 特別扱週刊誌運賃は、あらかじめ当社の承認を受けた週刊誌又はこれに準ずる雑誌を運送する場合に適用する。

(オ) 定期小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を継続的に往復運送するものであって、あらかじめ30日以上の期間を定めて契約した運送をする場合に適用する。

(カ) 回数小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を多回数片道運送するものであって、あらかじめ契約して運送する場合に適用する。

## 1. 運賃の種類及び額

旅 客 運 費 の 種 類		額
普通旅客運賃	片道普通旅客運賃	当該路線の運賃表は別紙①
	特殊普通旅客運賃	
回数旅客運賃	普通回数旅客運賃	別紙②
	特殊回数旅客運賃	
荷物運賃		別紙③
小荷物運賃		

## 2. 旅客運賃の計算方

- ア. 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ. 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。
- ウ. 運賃計算上最低運賃に満たない場合は、割引運賃を除き以下の最低運賃を適用する。

片道普通旅客運賃 大人250円 小児130円

- エ. 団体旅客運賃の計算方法は次のとおりとする。

(ア) 割引率 普通団体旅客運賃…………1割引  
学生団体旅客運賃…………2割引

(イ) 計算方法

\*大人団体旅客運賃…………大人片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)  
\*小児団体旅客運賃…………小児片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)  
\*大人と小児が混乗する場合  
(大人片道普通旅客運賃×人員+小児片道普通旅客運賃×人員)×(1-割引率)  
\*大人と学生等割引率が異なる者が混乗する場合  
大人片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)+大人片道普通旅客運賃×人員×  
(1-割引率)  
※尚、小学生以下の場合は小児運賃となる。

## 3. 小荷物運賃の計算方

- (ア) 運賃を計算する場合の重量はkg単位とし、kg未満の端数は切り上げる。
- (イ) 運賃を計算する場合の端数は10円単位に四捨五入する。

## 4. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗降する旅客の運賃は、指定停留所を除いてその停留所の外  
方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。  
指定停留所から乗降する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。  
大人運賃…………中学生以上の者  
小児運賃…………小学生以下の者
- (4) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

## ア. 普通旅客運賃

- (ア) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- (イ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。
- (ウ) 特殊普通旅客運賃のうち「団体旅客運賃」は以下の場合に適用する。
  - \* 団体旅客運賃は、旅行目的、行程を同じくする者（同一運賃を適用する団体）で構成された10名以上の旅客が一般客と混乗して乗車する場合に適用する。
  - \* 学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期旅客運賃等で定めた適用範囲の旅客とその付添人（教職員及び旅行あっせん人を含む）とする。
  - \* 団体旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。
- (エ) 特殊普通旅客運賃のうち「だんだんパスポート」は、東日本大震災等で被災し松江市に避難された世帯で、松江市が発行する『だんだんパスポート』の交付を受けた旅客が当社一般バスの松江管内全線を乗車する場合に適用する。有効とする期間は、2025年4月1日～2026年3月31日の1カ年とする。
- (オ) 特殊普通旅客運賃のうち「松江・出雲旅 PASS 2 Days」は、当社一般バスの全線を使用開始日から連続する2日間乗車する場合に適用し、乗車回数は制限しない。
- (カ) 特殊普通旅客運賃のうち西日本旅客鉄道㈱が発行する「松江出雲 tabiwa ぐるりんバス」は、当社一般バスの全線を使用開始日から連続する2日間乗車する場合に適用し、乗車回数は制限しない。

## イ. 回数旅客運賃

- (ア) 乗降停留所を指定しない回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不特定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
- (イ) 回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。

## ウ. その他の旅客運賃の割引の種類及び適用方法は、次のとおりとする。

- (ア) 身体障害者に対する割引  
身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。
- (イ) 知的障害者に対する割引  
療育手帳制度要項に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。
- (ウ) 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引  
児童福祉法第12条の4及び第40条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。
- (エ) 精神障害者に対する割引  
精神保健福祉法第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

## エ. 重複割引の取扱いについて（重複の割引を適用しない場合）

運賃の割引で2つ以上の割引に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。

- (5) 小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。
  - (ア) 小荷物運賃は、荷主から物品の運送を引き受けた場合に適用する。
  - (イ) 普通小荷物運賃は、次の(ウ)～(カ)に規定するものを除いた小荷物をその都度の契約によって運送する場合に適用する。
    - (ウ) 特別扱新聞紙運賃は、あらかじめ当社の承認を受けた場合に適用する。
    - (エ) 特別扱週刊誌運賃は、あらかじめ当社の承認を受けた週刊誌又はこれに準ずる雑誌を運送する場合に適用する。
    - (オ) 定期小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を継続的に往復運送するものであって、あらかじめ30日以上の期間を定めて契約した運送をする場合に適用する。
    - (カ) 回数小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を多回数片道運送するものであって、あらかじめ契約して運送する場合に適用する。

別紙②

普通回数旅客運賃

種類	券種	枚数	運賃額	割引率	摘要
普通回数旅客運賃	10円券	11枚	100円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	20円券	11枚	200円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	30円券	11枚	300円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	40円券	11枚	400円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	50円券	11枚	500円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	60円券	11枚	600円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	70円券	11枚	700円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	80円券	11枚	800円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	90円券	11枚	900円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
※100円券以上は10円毎に1,000円まで設定（枚数、割引率は上記と同じ）					

別紙③

小荷物運賃

区分			運賃額	摘要	
手荷物運賃			小児片道普通旅客運賃相当額		
郵便物運賃			国土交通省告示による額		
特別扱新聞紙運賃	新聞紙	重量	1kg未満	1,580円	
			1kg以上3kg未満	2,180円	
			3kg以上5kg未満	3,150円	
			5kg以上7kg未満	3,640円	
			7kg以上9kg未満	4,260円	
			9kg以上 1kg増す毎に	370円 加算	
特別扱週刊誌運賃	新聞社の発行する週刊誌	重量	1kg未満	670円	
			1kg以上3kg未満	960円	
			3kg以上5kg未満	1,580円	
			5kg以上7kg未満	1,700円	
			7kg以上9kg未満	1,950円	
			9kg以上 1kg増す毎に	370円 加算	
普通小荷物運賃	1個につき 重量：10kg未満 容積：0.008m <sup>3</sup> 未満	運送区間の大人片道普通運賃	200円まで	大人片道普通旅客運賃相当額	
			210円から 290円まで	400円	
			300円から 390円まで	440円	
			400円から 490円まで	500円	
			500円から 590円まで	610円	
			600円から 790円まで	710円	
			800円から 1,000円まで	760円	
			1,010円以上	880円	
	重量：10kg以上 20kgまで 容積：0.008m <sup>3</sup> 以上 0.064m <sup>3</sup> まで	運送区間の大人片道普通運賃	200円まで	大人片道普通旅客運賃相当額	
			210円から 290円まで	450円	
			300円から 390円まで	640円	
			400円から 490円まで	710円	
			500円から 590円まで	760円	
			600円から 790円まで	880円	
			800円から 1,000円まで	950円	
			1,010円以上	1,060円	
小荷物の割引	一定の区間を継続的に行う運送であって、予め1か月以上 の期間を定めて契約した小荷物			定期制（往復運送）3割引 (片道は空箱、空缶の場合を含む)	
	一定の区間を多回数片道運送するものであって、予め契 約した普通小荷物			回数制（片道運送） 2割引……10片券	